

第二十回国会
衆議院
内閣委員會議録
第一号

昭和二十九年十二月一日(水曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事 山本 正一君 理事 下山 儀太郎君

永田 良吉君 平井 義一君

前田 正男君 山崎 巖君

辻 政信君 松村 謙三君

栗山 博君 飛鳥田 一雄君

田中 稔男君 中村 高一君

出席國務大臣

國務大臣 木村 篤太郎君

委員外の出席者

防衛庁次長 増原 恵吉君

防衛庁参事官 石原 周夫君

(経理局長) 専門員 亀井 浩君

専門員 小関 紹夫君

十一月十五日

委員中村高一君辞任につき、その補

欠として井堀繁雄君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十七日

委員江藤夏雄君辞任につき、その補

欠として前田正男君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十七日

委員平井義一君及び早稲田柳右エ門

君辞任につき、その補欠として池田

清君及び稻葉修君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員池田清君辞任につき、その補欠

として平井義一君が議長の指名で委

員に選任された。

十二月一日

委員吉田賢一君辞任につき、その補

欠として中村高一君が議長の指名で

委員に選任された。

十一月三十日

自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国政調査承認要求に関する件

自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二号)

○稲村委員長 これより内閣委員会を

開きます。

この際お諮りいたしますが、国政調

査承認要求については、調査事項とい

たしまして従前通り、行政機構並びに

その運営に関する事項、恩給及び法制

一般に関する事項、自衛隊に関する事

項の各項に関して議長の承認を求めた

いと存じますが、御異議ありません

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○稲村委員長 御異議がなければさよ

う決定いたし、その手続をいたしま

す。

○稲村委員長 次に自衛隊法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。木村防衛

庁長官。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百

六十五号)の一部を次のように改正

する。

別表第一中「第四管区隊」第四管

区總監部 福岡県筑紫郡春日町」を

「第四管区隊第四管区總監部 福岡県

第五管区隊第五管区總監部 北海道

第六管区隊第六管区總監部 宮城県

筑紫郡春日町

河西郡川西村

に改める。

宮城県多賀城町」

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律の施行の日から昭和二

十九年十二月十九日までの間は、

改正後の自衛隊法別表第一中「宮

城県宮城県多賀城町」とあるのは、

「福島県信夫郡荒井村」と読み替

えるものとする。

○木村國務大臣 ただいま議題になり

ました自衛隊法の一部を改正する法律

案の提案理由を申し上げます。

さきの国会において陸上自衛官二万

人の増員が認められ、これを基礎とし

て二管区隊を増置し、北海道及び東北

方面の陸上自衛隊の防衛警備力の充実

強化をはかる計画でありましたが、増

置する管区隊の具体的配置場所等につ

いては種々研究の結果去る八月に至り

より早く決定することができると運びと

なつたのであります。当時たゞ／＼国

会閉会中でありましたので、政府は、

自衛隊法第十三条第二項前段の規定に

基き管区隊増置令をもつて二管区隊を

増置し、これらの名称並びに管区總監

部の名称及び所在地を定めた次第であ

ります。これらの管区隊については自

衛隊法第十三条第二項後段の規定によ

り政府は、次の国会で自衛隊法を改正

する措置をとらねばならないことにな

つております。

なお、第六管区總監部の現在の所在

地である福島県信夫郡荒井村について

は宮城県宮城県多賀城町に建設中の営

舎の完成するまでの間とする必要があ

ります。

以上本案の要点を申し上げたのであ

りますが、何とぞ慎重御審議の上御賛

成あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 これにて提案理由の説

明聴取は終了しました。質疑は次会に譲

り、次回は明後三日午前十時より開会

いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

昭和二十九年十二月三日印刷

昭和二十九年十二月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局